

社会福祉法人ウエル清光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウエル清光会（以下「当法人」という）定款第9条および第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を定める。

- (1) 業務執行理事（理事長、専務理事及び常務理事）については、報酬等を支給することができる。
 - (2) 非業務執行役員等については、役員の地位にあることのみによって報酬を支給しないものとする。
- 2 業務執行理事（理事長、専務理事及び常務理事）として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に別表3のとおり、慰労金を支給できるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うことができる。

(理事長及び業務執行理事の報酬等の額)

第3条 業務執行理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第22条の規定に準ずる額

(非業務執行役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非業務執行役員等に対する費用弁償額は、別表第2に定める額とし、非業務執行役員等が職務のため出張したときは、旅費規程細則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給及び退職金等の算定と支給方法)

第5条 当法人の役員等と職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

- 2 職員から、退職金の支給をうけることなく引き続き理事となったものについては、職員の退職金規定により退職金を算定し、役員等との兼務期間を含めた期間を勤務年数とする。役員等退職慰労金として、基本給×理事の在任期間×1（功績率）を限度に、前項の退職金に加算して支給できる。

(報酬等の支給方法)

第6条 業務執行理事に対する報酬等の支給時期は、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。

- 2 評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給することができる。
- 3 業務執行理事の退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後

3か月以内に支給する。

- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、業務執行理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定めることとする。

別表 1 (理事長及び業務執行理事の報酬等)

役職名	報酬等の額
理事長	0 円

別表 2 (非業務執行役員等の報酬)

(1) 評議員

名称	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(2) 理事

名称	日額
理事会等会議への出席	0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(3) 監事

名称	日額
理事会等会議への出席	0 円
監事監査等への出席	0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

別表 3 (理事長及び業務執行理事の退職金)

在任期間	退職金
3 期未満	0 円
3 期以上	0 円

別表 4 (職員給与との供給)

役職名	報酬等の額
理事	0 円